

平成 20 年 4 月 25 日

各位

株式会社ジェイ・エヌ・エス
代表取締役社長 氏原直樹

証券取引等監視委員会による行政処分の勧告について

弊社では、平成 20 年 1 月 8 日を基準日として、証券取引等監視委員会より検査を受けておりましたところ、平成 20 年 4 月 25 日に弊社につき金融商品取引業者に係る法令違反等の事実があるとして、同委員会より内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分及びその他の適切な措置を講ずるよう勧告が行われました。

お客様には多大なご心配をお掛けいたし、誠に申し訳ございません。尚、お客様からお預かりしたご資産は安全に区分管理されておりますのでご安心ください。ご資産の返却をご希望のお客様は下記の通りお手続きいただきますようお願い申し上げます。

- FX-navi オンライントレードをご利用のお客様
 - ・ 弊社ホームページ上の出金依頼フォームよりお手続き願います。

- FX-navi レギュラー / 外貨交換取引マルチカレンシー をご利用のお客様
 - ・ 弊社営業担当者までご連絡いただきまして、お手続きいただきますようお願い申し上げます。

- FX-navi マスターをご利用のお客様
 - ・ FX-navi マスター専用デスクまでご連絡いただきまして、お手続きいただきますようお願い申し上げます。

以上